

Q & A (消費税仕入控除税額の報告)

	質問	回答														
1	なぜ、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告が必要なのか。	<p>補助金の交付対象事業者が課税事業者であり、かつ、補助対象事業の経費等により事業者が得る売上げが課税売上げとなるなどの場合、当該補助対象経費等は課税仕入れに該当します。</p> <p>事業者が消費税の確定申告の際に光熱水費をはじめとする物価高騰の影響を受ける運営費用に係る消費税額を仕入税額控除した場合、補助金収入により課税仕入れを行っていることから、事業者はこれらに係る消費税を実質的に負担していないこととなります。</p> <p>そのため、当該課税仕入れに係る消費税仕入控除税額について報告及び納付が必要となります。</p>														
2	消費税仕入控除とはどのようなものか。	<p>消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げ等に係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除して計算します。</p> <p>この仕組みを消費税仕入控除といいます。</p>														
3	課税仕入れとは具体的にどのようなものを指すのか。	<p>課税仕入れとは、事業のために他の者から資産の購入や借り受けを行うこと、又は役務の提供を受けることを言います。ただし、土地の購入や賃借などの非課税となる取引や給与等の支払は含まれません。</p> <p>課税仕入れとなる取引には次のようなものがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 商品などの棚卸資産の購入 (2) 原材料等の購入 (3) 機械や建物等のほか、車両や器具備品等の事業用資産の購入又は賃借 (4) 広告宣伝費、厚生費、接待交際費、通信費、水道光熱費などの支払 (5) 事務用品、消耗品、新聞図書などの購入 (6) 修繕費 (7) 外注費 														
4	簡易課税方式とは何か。	<p>簡易課税方式は、中小事業者の納税事務負担軽減のため、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出できる制度です。</p> <p>納税地の所轄税務署長に簡易課税制度の選択届出書を提出した課税事業者は、その基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類の区分に応じて定められたみなし仕入れ率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。</p> <table border="1" data-bbox="576 1346 1262 1653"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>みなし仕入れ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種事業 (卸売業)</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>第2種事業 (小売業、農業・林業・漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業に限る))</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業 (農業・林業・漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス行、熱供給業及び水道業)</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>第4種事業 (第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業及び第6種事業以外の事業)</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>第5種事業 (運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業 (飲食店業に該当するものを除く))</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>第6種事業 (不動産業)</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	みなし仕入れ率	第1種事業 (卸売業)	90%	第2種事業 (小売業、農業・林業・漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業に限る))	80%	第3種事業 (農業・林業・漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス行、熱供給業及び水道業)	70%	第4種事業 (第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業及び第6種事業以外の事業)	60%	第5種事業 (運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業 (飲食店業に該当するものを除く))	50%	第6種事業 (不動産業)	40%
事業区分	みなし仕入れ率															
第1種事業 (卸売業)	90%															
第2種事業 (小売業、農業・林業・漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業に限る))	80%															
第3種事業 (農業・林業・漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス行、熱供給業及び水道業)	70%															
第4種事業 (第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業及び第6種事業以外の事業)	60%															
第5種事業 (運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業 (飲食店業に該当するものを除く))	50%															
第6種事業 (不動産業)	40%															
5	公益法人等とは何か。	<p>一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人等です。</p> <p>詳しくは国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイトをご参照ください。 https://www.koeki-info.go.jp/outline/ 株式会社はあてはまりません。</p>														

Q & A (消費税仕入控除税額の報告)

	質問	回答
6	特定収入、特定収入割合とは何か。	<p>※公益法人等のみ 特定収入とは、資産の譲渡等の対価に該当しない収入のうち、消費税法施行令第75条第1項各号に掲げる収入以外の収入をいいます。具体的には以下のような収入が該当します。</p> <p>(1) 租税 (2) 補助金 (3) 交付金 (4) 寄附金 (5) 出資に対する配当金 (6) 保険金 (7) 損害賠償金 (8) 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費等</p> <p>特定収入割合は、その課税期間中の特定収入の合計額をその課税期間中の税抜課税売上高、免税売上高、非課税売上高及び特定収入の合計額の総合計額で除して計算します。</p>
7	個別対応方式とは何か。	<p>個別対応方式とは、仕入に対する消費税を次の3つに区分して計算する方法です。</p> <p>(1) 課税売上に対応するもの → 仕入控除税額(全額控除する) (2) 非課税売上に対応するもの → 控除しない (3) 上記(1)(2)に共通するもの → 課税売上割合で按分し、課税売上部分は仕入控除税額(控除する)</p> <p>仕入控除税額 = (1)全額 + (3)の課税売上部分</p> <p>(1)課税売上の例: ①そのまま他に譲渡される課税資産、②課税資産の製造用にのみ消費し、または使用される原材料、容器、包紙、機械及び装置、工具、器具、備品等、③課税資産に係る倉庫料、運送費、広告宣伝費、支払い手数料又は支払加工賃等 (2)非課税売上の例: ①販売用の土地の造成費用、②販売用の土地の取得に係る仲介手数料、③土地だけの譲渡に係る仲介手数料、④賃貸用住宅の建築費用、⑤住宅の賃貸に係る仲介手数料、⑥有価証券の売却時・購入時の売買手数料</p> <p>一般的に、食費や施設利用料等は課税売上、介護保険料等は非課税売上に該当します。</p>
8	運営事業者が変わった場合は、報告が必要か。	<p>必要です。 補助金の交付を受けた当時の運営事業者(運営法人)が報告してください。</p>